

株式会社 確認サービス

■すまい給付金制度に基づく

現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務料金表（課税対象）

業務区域：日本全域

対象建築物：自己の居住の用に供する住宅を新築または新築住宅を現金購入により取得する
一戸建ての住宅または共同住宅等

◆一戸建ての住宅（併用住宅を含む）

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-1)

(税込) 単位：円

基準	・耐震性（等級2もしくは3） ・耐震性（免震） ・バリアフリー性（等級3以上） ・耐久性・可変性 （劣化等級3、維持管理等級2以上）	・断熱等性能等級（等級4） ・一次エネルギー消費量 等級4以上
証明書等がない場合	各21,000 《1555》	31,000 《2296》
証明書等がある場合	2,000 《148》	
製造者認証がある 場合	7,000 《516》	

◆共同住宅等（併用住宅を除く）

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-2)

(税込) 単位：円

基準	・耐震性（等級2もしくは3） ・耐震性（免震） ・耐久性・可変性 （劣化等級3、維持管理等級2以上、 更新対策）	・断熱等性能等級（等級4） ・一次エネルギー消費量 等級4以上	・バリアフリー性 （等級3以上）
証明書等がない場合	別途見積	31,000 《2296》 × 戸数	21,000 《1555》 × 戸数
証明書等がある場合	2,000 《148》 × 戸数		
製造者認証がある 場合	7,000 《516》 × 戸数		

1：「証明書等」とは、当該基準を満たしていることを証する以下の書面で、当社が交付したものをいう。

設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の適合証、
贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書、BELS評価書、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の適合証、
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査の適合証、建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査の適合証

2：計画を変更する場合の料金は、見積と致します。

3：証明書の発行を複数枚希望する場合は、1枚追加ごとに2,000円《148》を料金に加算する。

4：他機関で建築申請をする場合、または、確認申請不要の住宅の場合は、すまい給付金制度に基づく現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務料金を表内の料金×1.5の額とします。